

## ◆直近事業年度における事業の概況

2018年度〔2018年4月1日から〕  
〔2019年3月31日まで〕事業報告書

## 1. 保険会社の現況に関する事項

(1)事業の経過及び成果等  
＜経営環境＞

2018年度は、わが国経済は、企業の設備投資が増加するとともに、雇用・所得環境の着実な改善により個人消費が持ち直すなど、緩やかな回復が続きました。長期金利は、日本銀行が一定の変動について容認する姿勢を示したことなどにより一時上昇する動きがみられたものの、年度後半に世界経済の下振れ懸念が台頭し、年度末にかけて低下基調で推移しました。

## ＜事業の経過及び成果＞

こうした状況の中、3ヵ年計画「スミセイ中期経営計画2019」の2年目にあたる2018年度は、お客さまの最善の利益を追求する「お客さま本位の業務運営方針」に則り、引き続き「スミセイライフデザイナー（営業職員）」「金融機関等代理店・保険ショップ」「資産運用」「海外事業」の4つの重点取組事業および事業基盤の強化に取り組みました。また、本計画の基軸であるブランド戦略においては、「お客さま」「社会」「職員」がともに健康増進という新しい共有価値を創造していく「CSV<sup>\*1</sup>プロジェクト」を推進しました。

<sup>\*1</sup> CSV (Creating Shared Value) とは、企業による「社会的課題の解決」と「企業価値の向上(利益や競争力の向上)」を両立させる経営の概念です。

## (販売面・サービス面の取組み)

個人保険分野では、営業職員や金融機関等代理店・保険ショップによるマルチチャネルでの保険販売・サービスの提供に取り組んでいます。

営業職員による保険販売においては、2018年7月に、お客さま一人ひとりの健康増進活動を促す仕組みを組み込んだ健康増進型保険「住友生命「Vitality」」を発売しました。本商品は、保険契約とVitality健康プログラム契約で構成され、「リスクに備える」という従来の生命保険の価値に加えて、Vitality健康プログラムによりお客さまの健康増進活動を促すことで「リスクそのものを減少させる」という価値を提供する新しい保険です。お客さまの健康増進活動を促すための仕組みとしては、保険料変動と特典(リワード)の提供という2つの特徴があります。保険料は日々の健康増進活動によるポイント累計に応じて毎年変動します。また、特典(リワード)として、本商品の理念・目的に共感いただいた11社<sup>\*2</sup>のパートナー企業との提携により、フィットネスジムの月会費割引などを受けることができます。本商品の提供を通じてお客さま一人ひとりの、ひいては社会全体の健康寿命の延伸を目指してまいります。

さらに、多様化するお客さまの資産形成ニーズにより一層お応えすることを目的として、ソニー生命保険株式会社との業務提携を通じてスピーディかつ効率的な商品ラインアップの拡充を図り、2019年1月に、同社の外貨建の終身保険および養老保険の販売を開始しました。

こうした生命保険商品の販売に加え、偶然の事故や自然災害等のあらゆるリスクをカバーすべく、三井住友海上火災保険株式会社の代理店として損害保険商品の販売にも取り組み、生保・損保一体となった総合生活保障の提供に努めております。

<sup>\*2</sup> 2019年3月末現在の数です。

サービス面では、「スミセイ未来応援活動<sup>\*3</sup>」を通じて、お客さまのご意向に沿ったアフターサービスに努めております。2018年7月に営業職員向けタブレット端末「SumiseiLief (スミセイライフ)」を刷新するとともに、2019年1月に、このタブレット端末を用いた生命保険新契約申込みの電子化、同年4月には、自動車保険新契約申込みの電子化を実施し、お客さまの利便性向上および職員の活動の効率化を図りました。また、お客さまの面前で出金や住所変更等の事務手続きを行うことができる「LiefDirect (リーフダイレクト)」の活用などにより、正確で迅速なお客さま対応にも取り組んでおります。

また、2018年度は自然災害が多発しましたが、そうした非常時にこそお客さまに寄り添った対応が重要であるとの認識のもと、お見舞い訪問等を通じた迅速な状況確認や請求勧奨に努めるとともに、保険金等請求手続きの簡易取扱いなどの特別取扱いを実施しました。

<sup>\*3</sup> 定期訪問等を通じて、お客さまにご加入内容の説明や必要な手続きの有無を確認するとともに、最新の情報をお届けする活動です。

こうした販売とサービスの担い手となる営業職員については、入社後3ヵ月間の初期教育を充実させた四半期ごとの採用・育成体制のもと、優秀人材の採用および継続教育により、「未来診断<sup>\*4</sup>」を活用したコンサルティング力の向上と「スミセイ未来応援活動」

を通じたサービスの充実に努めております。

<sup>\*4</sup> お客さまの現在の収入・支出や将来の収支計画等に応じた必要保障額を確認いただいたうえで必要保障額に基づいた合理的な保障内容を提案することができる、タブレット端末「SumiseiLief」に搭載した販売ツールです。

金融機関を通じた保険販売においては、終身保険や個人年金保険を中心に販売を推進しております。こうした中、より魅力のある商品を提供すべく、2018年8月に、米国の子会社であるシメトラの知見を活用して開発した外貨建一時払個人年金保険を発売するとともに、2019年4月には外貨建平準払個人年金保険を発売しました。また、日本郵政グループ各社を通じた保険販売においては、健康に不安のある方でも一生涯の死亡・医療保障を準備できる限定告知型商品の販売を推進しております。

マルチチャネル戦略のうち子会社による取組みについては、メディケア生命保険株式会社にて、保険ショップ・金融機関等に医療保険を中心とした商品を提供し販売を推進しております。こうした中、2018年4月に、女性に多い病気等に対する特約や、終身の死亡保障または死亡・介護保障を準備できる特約を発売するとともに、同年11月には限定告知型医療終身保険の保障を充実させる商品改定を行いました。

保険ショップを展開するいすみライフデザイナーズ株式会社および株式会社保険デザインにおいては、お客さまの比較検討ニーズにお応えする確かなコンサルティングに努めております。

企業保険分野では、総合的な企業福祉制度の実現をサポートするために、福利厚生制度の充実を図る商品の販売に努めております。こうした中、団体保険においては、心と体の健康相談サービスを拡充した総合福祉団体定期保険を販売するとともに、「治療と仕事の両立支援」「健康経営」というニーズにお応えするため、3大疾病を保障する全員加入型団体保険の販売に注力しております。また、団体年金保険においては、掛金の設定に柔軟性を持たせた確定拠出年金制度や、価格変動リスクを抑制して中長期の安定運用ニーズにお応えする商品の販売を推進しております。

## (海外事業)

海外事業については、海外事業基本方針<sup>\*5</sup>において、生命保険事業の地理的分散を図り、海外の生命保険市場の収益性・成長性を取り込み収益基盤を拡充することで国内事業の収益を補完し、当社の契約者への安定的な配当原資の確保、保険金等支払余力の向上および持続可能性の強化を図ることを目的としております。加えて、海外出資先との情報連携・シナジーの発揮を通じて、資産運用の高度化、商品開発の多様化ならびにインシュアテック<sup>\*6</sup>の活用による事業イノベーション等の付加価値の創出を図ることとしており、長期的にはグループ基礎利益に対する海外事業の貢献割合を20%にすることを目標としております。こうした方針のもと、シメトラの持続的成長と当社の契約者配当財源への貢献、アジア出資先の企業価値向上、新規M&Aの検討および人材育成に取り組んでおります。また、シメトラへの人材派遣等を通じたシナジーの実現を図っており、米国の銀行窓販チャネルでトップクラスのインデックス年金<sup>\*7</sup>販売実績を誇る同社の知見を活用して前述の外貨建一時払個人年金保険を開発しました。

<sup>\*5</sup> 2019年3月の取締役会において決議した海外事業に関する方針です。

<sup>\*6</sup> 「保険 (Insurance)」と「テクノロジー (Technology)」を掛け合わせた造語で、保険分野における FinTech の活用を意味します。

<sup>\*7</sup> 一定期間の指数上昇率を積立金に反映する年金保険です。

こうした取組みの結果、2018年度の業績の概況は次のとおりとなりました。

個人保険・個人年金保険の新契約の年換算保険料は、円建貯蓄性商品の販売減少の影響等により前年度比3.7%減の1265億円となりました。解約・失効契約の年換算保険料は、前年度比13.7%増の789億円となりました。保有契約全体の年換算保険料は、前年度末比0.2%減の2兆3248億円となりました。また、お客さまの満足度を測る指標として重視している保険契約の継続率<sup>\*8</sup>については、13月目継続率で97.2% (前年度末比0.3ポイント減)、25月目継続率で94.7% (同0.9ポイント増)となりました。

次に、団体保険の年度末の保有契約高は32兆2164億円 (前年度末比1.0%増)、団体年金保険の年度末の保有契約高は2兆5896億円 (同1.3%減)となりました。

<sup>\*8</sup> 保険契約の継続率は、対象期間内に募集した新契約の年換算保険料の合計のうち、契約後13月目 (13月目継続率 募集対象年月: 2016年11月から2017年10月まで)、25月目 (25月目継続率 募集対象年月: 2015年11月から2016年10月まで) に継続している契約の年換算保険料の割合です。

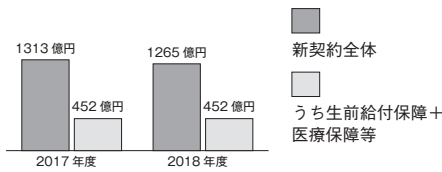
## 【個人保険および個人年金保険】

### ・年換算保険料

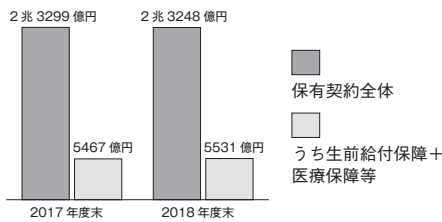
	2018年度	前年度比
新契約	1265億円	3.7%減
うち生前給付保障+医療保障等	452億円	0.0%増
	2018年度末	前年度末比
保有契約	2兆3248億円	0.2%減
うち生前給付保障+医療保障等	5531億円	1.2%増

- (注) 1. 年換算保険料は、1回あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年あたりの保険料に換算した金額等(一時払契約等は保険料を保険期間で除した金額等)を計上しております。  
 2. 生前給付保障の年換算保険料は、就労不能・介護給付、特定疾病給付、重度慢性疾患給付、特定重度生活習慣病給付および保険料の払込みを免除する特約の給付に該当する部分の合計額です。  
 3. 医療保障の年換算保険料は、入院給付、手術給付等に該当する部分の合計額です。

### ●新契約年換算保険料



### ●保有契約年換算保険料



### 【ご参考】当社グループ年換算保険料

	2018年度	前年度比
新契約(グループ全体)	2099億円	2.4%減
	2018年度末	前年度末比
保有契約(グループ全体)	2兆7824億円	0.0%減

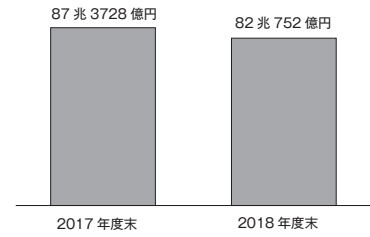
- (注) 1. 住友生命、メディケア生命、シメトラとの合計額です(住友生命、メディケア生命は、個人保険および個人年金保険)。  
 2. シメトラの決算日は12月31日です。

### ・保険金額

	2018年度	前年度比
新契約高	1兆8712億円	161.1%増
減少契約高	7兆1688億円	4.0%増
	2018年度末	前年度末比
保有契約高	82兆752億円	6.1%減

- (注) 1. 新契約高には転換による純増加および保障一括見直しによる純増加を含みます。  
 2. 減少契約高の主なもの、死亡、満期、保険金額の減少、解約、失効です。  
 3. 個人保険の金額は、主たる保障額です。  
 4. 個人年金保険の金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金との合計額です。

### ●保有契約高(保険金額)

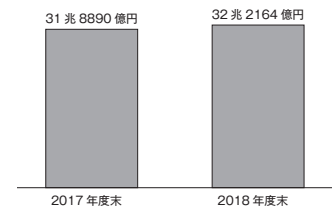


### 【団体保険および団体年金保険】

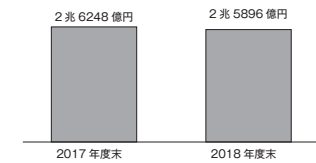
	2018年度末	前年度末比
団体保険	保有契約高 32兆2164億円	1.0%増
団体年金保険	保有契約高 2兆5896億円	1.3%減

- (注) 1. 団体保険の金額は、主たる保障額です。  
 2. 団体年金保険の金額は、責任準備金です。

### ●団体保険保有契約高



### ●団体年金保険保有契約高



### (資産運用面の取組み)

資産運用面では、「ALM<sup>※9</sup>運用ポートフォリオ」と「バランス運用ポートフォリオ」の2つのポートフォリオ運営を推進し、それぞれの運用目的に応じた収益向上とリスクコントロールの強化に取り組んでおります。

「ALM運用ポートフォリオ」では、保険金等の確実な支払いに資することを目的として、円金利資産を中心とした運用により保険契約の負債特性に応じたALMを推進するとともに、為替リスクを抑制した外貨建事業債を含む国内外のクレジット資産や、インフラファンド、不動産等の超長期の運用を念頭に置いた資産への投資拡大等による収益向上を図っております。一方、「バランス運用ポートフォリオ」では、企業価値の持続的向上を目的として、許容されるリスクの範囲内で株式や米国債などの外国債券といった流動性の高い有価証券により、市場見通しに応じた機動的な運用による収益の上乗せを図っております。

スチュワードシップ活動においては、投資先企業の中長期的な株式価値向上を図るため、当該企業との質の高い対話を推進するとともに、その対話の内容等を踏まえて議決権行使を行っております。

また、運用収益の向上ならびに持続可能な社会の実現に資するとの考えに基づき、2019年3月にESG投資<sup>※10</sup>方針を策定し、同年4月には国連責任投資原則<sup>※11</sup>に署名しました。

- ※9 ALM(Asset Liability Management)とは、リスクを適切にコントロールしつつ収益向上を図る観点から資産と負債を総合的に管理する手法です。  
 ※10 ESGとは、環境(Environment)、社会(Social)、企業統治(Governance)の頭文字をとったものです。ESG投資とは、ESGに対する取組みなどの非財務情報も考慮しつつ、投資先企業等を選別して行う投資です。  
 ※11 国連責任投資原則(PRI: Principles for Responsible Investment)とは、国際連合が2006年に提唱した投資家がとるべき行動原則で、ESGの要素を投資プロセスに組み込むことを求めています。



**(CSVプロジェクト)**

日本における社会的課題である健康寿命の延伸を目指し、当社では「CSVプロジェクト」として、お客さまへの健康増進型保険「住友生命「Vitality」」の提供を軸に、社会全体への健康増進の働きかけ、職員とその家族が健康になる健康経営の推進といった3つの行動に取り組んでおります。

“住友生命「Vitality」”の提供については前述のとおり注力している一方、社会全体への健康増進の働きかけとして、当社のネットワークを活かし、全国の自治体と健康増進等に向けた包括協定や事業連携等<sup>\*12</sup>を進めるとともに、トップアスリートを招き親子スポーツイベントなどを行うスミセイ“Vitality Action”や、parkrun（パークラン）<sup>\*13</sup>による運動機会の提供に努めております。また、職員等に向けては歩く習慣や保健指導を推奨するなど、健康経営を推進しております。

<sup>\*12</sup> 2019年3月末現在で41の都道府県と締結しております。

<sup>\*13</sup> parkrunとは、各地域の公園で毎週土曜日の朝定時に開始する参加費無料の5kmのランニング・ウォーキングイベントです。2019年3月に、英国の非営利団体parkrun Global（パークラングローバル）とパートナーシップ契約を締結し、同年4月に日本国内（二子玉川公園）で開始しました。

**(経営基盤の強化)**

資本政策面では、2012年度に募集した基金500億円を2018年8月に償却する一方、強固な財務基盤を維持するため、2019年3月に、劣後特約付借入金を500億円を上限として同年9月末までに借入できることを決定しました。

経営管理面では、まず、職員一人ひとりが生産性を高め、創出した時間をお客さま本位の仕事や自己研鑽に充てるために、働き方変革として、既存業務の見直しと抜本的削減、テレワークの導入、休暇取得の推進等に取り組んでおります。また、ハラスメント防止教育の徹底や、「内部通報・相談窓口」の周知など、コンプライアンス面からも職場環境の整備を図りました。さらに、大規模災害等への備えとして、各種訓練や昨今の災害に対する対応の振り返りを行うつつ継続的な危機管理態勢・業務継続体制の整備を行っております。

また、最新のテクノロジーや外部の知見を取り入れてイノベーションを加速させ、新たな商品・サービスの提供につなげるための体制づくりを進めております。具体的には、FinTechの活用等を加速させる拠点として、東京・シリコンバレーに「スミセイ・デジタル・イノベーション・ラボ」を開設しました。シメトラをはじめとした当社グループ会社や本分野に強みを持つ企業と連携しつつ、各種実証実験を通じてサービスの導入に向けた検討を進めております。さらに、健康に関する新たな商品・サービスの開発に資するべく、2018年5月に、国立研究開発法人産業技術総合研究所および立命館大学と健康増進に関わる共同研究契約を締結しました。それぞれが有するビッグデータと知見を活用して、将来の健康状態の予測や持続的に健康増進に取り組む方法等の研究を進めてまいります。加えて、高齢化の進展に伴い継続した介護関連ニーズの増加が見込まれる中、2018年10月に、アクサ生命保険株式会社と「介護関連サービスの共同開発および共同利用」に関する業務提携に基本合意しました。共同オフィスとして開設した「ウェルエイジング共創ラボ」を拠点に、両社が培ってきた知見やノウハウを活用し介護分野における社会的課題の解決に取り組んでまいります。

**(収支・資産等の概況)**

2018年度の収支・資産等の概況は次のとおりとなりました。

収支の概況について、収入面では、保険料等収入が2兆4053億円（前年度比4.1%減）、資産運用収益が7598億円（同0.1%増）、支出面では、保険金等支払金が1兆9534億円（同1.0%減）、資産運用費用が2441億円（同39.1%増）、事業費が3279億円（同0.2%減）となりました。こうした結果、経常利益は2005億円（同12.8%減）となりました。これに特別損益を加えた結果、当期純剰余金は606億円（同7.4%減）となりました。

また、当期末処分剰余金は591億円（前年度比16.0%減）となりました。

基礎利益については3770億円（前年度比7.0%増）となりました。外貨建資産への投資拡大による運用収支の向上などにより前年度比増加し、堅調に推移しております。この基礎利益等をもとに引き続き内部留保を積み増し、財務基盤の強化を図っております。

年度末の総資産については32兆7304億円（前年度末比3.8%増）となりました。

当社では、将来の保険金等のお支払いに備えて、法令の定めに基づき、標準責任準備金の対象契約については標準責任準備金を、それ以外の契約については平準純保険料式の責任準備金を積み立てており、その額は年度末で26兆2388億円（前年度末比1.7%増）となりました。なお、2006年度から、新たに年金支払いを開始した個人年金保険契約について、原則として年金支払開始時点での標準基礎率を適用し、責任準備金を追加で積み立てております。

保険金等の支払余力を表すソルベンシー・マージン比率については、930.1%（前年度末比56.5ポイント増）と引き続き十分な水準を確保しております。

**《ご参考》当社グループの収支・資産等の概況**

2018年度における当社グループの収支・資産等の概況は次のとおりです。

	2018年度	前年度比
経常収益	3兆6394億円	2.9%減
経常利益	1508億円	30.8%減
親会社に帰属する当期純剰余	482億円	30.9%減

	2018年度	前年度比
グループ基礎利益*	3976億円	9.3%増

※グループ基礎利益は、住友生命とメディケア生命の基礎利益、シメトラ、パオベト・ホールディングス、BN1ライフ、P1CC生命の税引前利益（住友生命の持分相当額）を合算し、一部の内部取引調整等を行い算出しております。

	2018年度末	前年度末比
総資産	37兆8114億円	4.9%増

**<対処すべき課題>**

「スミセイ中期経営計画2019」の最終年度である2019年度は、本計画に掲げる重点取組事業等の総仕上げの年として取組みを加速させるとともに、“住友生命「Vitality」”の提供を軸とした取組みを通じて、「お客さま」「社会」「会社」「職員」の共有価値を創造する「CSVプロジェクト」を推進します。

“住友生命「Vitality」”については、積極的なプロモーション展開等を通じてお客さまを増やしていくとともに、加入されたお客さまが健康増進活動に継続して取り組むことができるよう適時の情報提供に努めます。また、お客さまのニーズの多様化やITの進化等を踏まえて、お客さま目線で既契約サービスの在り方に関する今日的な見直しの検討を進めており、その一環として、高齢化が益々進展する社会に対応すべく、ご家族登録サービスの推進をはじめとした高齢者向けサービスに関する取組みを予定しております。

さらに、収益基盤の多様化と企業価値の持続的成長に向け、金融機関等代理店・保険ショップチャネルにおける当社グループのプレゼンス向上を図るべく、金融機関等との関係強化による販売ネットワークの拡大や商品ラインアップの充実にも努めます。また、人口減少に伴う国内マーケットの縮小リスク等を踏まえて、国内生命保険事業の収益を補完し当社事業の持続可能性の強化を図るため、シメトラの持続的成長と当社の契約者配当財源への貢献およびアジア事業の企業価値向上等に向けた海外事業の取組みを進めます。資産運用においては、引き続き2つのポートフォリオ運営を推進し、適切なリスクテイクによる収益向上を図るとともに、ESG投資方針に基づく取組みを推進します。

こうした取組みに注力するためにも、働き方変革の従来の取組みを一層進め、更なる業務削減やテレワーク等による効率的な業務遂行を通じて創出した時間をお客さま本位の仕事に集中させるとともに、自己研鑽や休暇取得に活用することで「健康でいきいきと働く職場」の実現を目指してまいります。

「お客さま本位の業務運営方針」に基づいて、以上の取組みを着実に進めることで「お客さまからみて『薦めたい』会社、職員からみて『いきいきと働ける』会社、社会からみて『なくてはならない』会社」の実現を目指してまいります。

## (2) 財産及び損益の状況の推移

区 分		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度(当期)
年度末契約高		兆 億円	兆 億円	兆 億円	兆 億円
	個人保険	84 0193	77 5441	71 7512	66 7692
	個人年金保険	13 9964	16 0025	15 6215	15 3060
	団体保険	31 5591	31 4854	31 8890	32 2164
	団体年金保険	2 5555	2 5654	2 6248	2 5896
	その他の保険	2173	2129	2103	2055
		兆 億円	兆 億円	兆 億円	兆 億円
保険料等収入	3 0220 00	3 3154 80	2 5085 79	2 4053 38	
資産運用収益	5851 54	7440 52	7587 32	7598 29	
保険金等支払金	2 4775 69	1 9992 14	1 9723 30	1 9534 87	
経常利益	2375 03	2287 93	2299 33	2005 91	
当期純剰余	833 87	862 64	654 22	606 05	
社員配当準備金繰入額	515 48	517 35	528 04	502 85	
総資産	27 6415 83	30 0269 83	31 5369 34	32 7304 72	

(注) 1. その他の保険には、財形保険、財形年金保険、医療保障保険、受再保険が含まれております。

2. 各保険種類の年度末契約高は次によります。

a. 個人保険、団体保険の金額は、主たる保障額です。

b. 個人年金保険の金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金との合計額です。

c. 団体年金保険の金額は、責任準備金です。

## 〈ご参考〉当社グループの財産及び損益の状況の推移

区 分	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度(当期)
	兆 億円	兆 億円	兆 億円	兆 億円
経常収益	3 7335 84	4 4339 40	3 7471 35	3 6394 46
経常利益	2210 39	1897 56	2178 67	1508 40
親会社に帰属する当期純剰余	661 23	560 68	698 35	482 66
包括利益	△1272 77	566 90	1674 68	928 25
純資産額	1 6403 90	1 6129 83	1 6568 20	1 6457 23
総資産	31 7970 49	34 3528 70	36 0364 43	37 8114 70

## (3) 支社等及び代理店の状況

区 分	前期末	当期末	当期増減(△)
	店	店	店
支社	87	87	0
事業部	2	2	0
支部	1,432	1,451	19
海外駐在員事務所	4	4	0
計	1,525	1,544	19
代理店	502	501	△1

## (4) 使用人の状況

区 分	前期末	当期末	当期増減(△)	当期末現在		
				平均年齢	平均勤続年数	平均給与月額
	名	名	名	歳	年	千円
内務職員	10,954	10,973	19	45	15	346
営業職員	31,894	31,981	87	48		

## (5) 主要な借入先の状況

該当事項はありません。

## (6) 資金調達状況

基金について、2018年8月に500億円を償却しました。

## (7) 設備投資の状況

イ. 設備投資の総額 (単位：百万円)

設備投資の総額	35,704
---------	--------

(注) 設備投資の総額は、有形固定資産及び無形固定資産に係るものです。

## ロ. 重要な設備の新設等

2018年度は、国内不動産の取得・改修およびソフトウェアの取得等、ならびに国内不動産の売却等を実施しましたが、重要な設備の新設、拡充、改修、および重要な設備の処分、除却として特記する事項はありません。

## (8)重要な子会社等の状況

## a. 子会社(保険業法第2条第12項に規定する子会社)

会社名	所在地	主要な事業内容	設立年月日	資本金	当社が有する子会社等の議決権比率
メディケア生命保険株式会社	東京都江東区	生命保険業	2009年10月1日	40,000百万円	100%
スミセイ情報システム株式会社	大阪府大阪市	コンピューター関連業務	1971年5月12日	300百万円	100%
株式会社スミセイビルマネジメント	東京都中央区	不動産維持管理業	1967年6月1日	100百万円	100%
いずみライフデザイナーズ株式会社	東京都港区	保険募集業	1983年1月4日	100百万円	100%
株式会社スミセイ・サポート&コンサルティング	東京都新宿区	保険募集業	1995年4月3日	100百万円	100%
スミセイビジネスサービス株式会社	大阪府大阪市	事務処理代行業	1985年1月4日	70百万円	100%
株式会社スミセイハーモニー	大阪府大阪市	事務受託業	2001年2月1日	50百万円	100%
住生物産株式会社	大阪府大阪市	物品販売業	1969年1月13日	10百万円	100%
株式会社シーエスエス	大阪府大阪市	収納代行業	1976年2月16日	10百万円	100%
株式会社保険デザイン	大阪府大阪市	保険募集業	2008年7月1日	20百万円	95%
スミセイ保険サービス株式会社	大阪府大阪市	生保確認業	1978年5月1日	15百万円	80% (100%)
新宿グリーンビル管理株式会社	東京都新宿区	不動産維持管理業	1985年10月30日	20百万円	3.52% (64.70%)
Symetra Financial Corporation	Bellevue, U.S.A.	金融持株会社	2004年2月25日	1米ドル (110円)	100%

※Symetra Financial Corporationの資本金額(1米ドル)は、登録州での一般的な資本金額です。なお、同社傘下の子会社12社の資本金額合計は、13百万米ドルです。

## b. 関連法人等(保険業法施行令第13条の5の2第4項に規定する関連法人等)

会社名	所在地	主要な事業内容	設立年月日	資本金	当社が有する子会社等の議決権比率
株式会社エージェント	東京都新宿区	保険募集業	2001年6月1日	109百万円	49.80%
マイコミュニケーション株式会社	愛知県名古屋市	保険募集業	2000年5月1日	76百万円	35.14%
日本ビルファンドマネジメント株式会社	東京都千代田区	投資信託委託業および投資法人資産運用業	2000年9月19日	495百万円	35%
三井住友アセットマネジメント株式会社	東京都港区	投資運用業	1985年7月15日	2,000百万円	20%
ジャパン・ベンション・ナビゲーター株式会社	東京都中央区	確定拠出年金運営管理業	2000年9月21日	1,600百万円	15.95%
PT BNI Life Insurance	Jakarta, Indonesia	生命保険業	1996年11月28日	300,699 百万インドネシアルピア (2,345百万円)	39.99%
Baoviet Holdings	Hanoi, Vietnam	金融持株会社	2007年10月15日	6,804,714 百万ベトナムドン (32,493百万円)	17.47%

(注) 1. 当社の連結される子会社及び子法人等、持分法適用の関連法人等のうち重要なものについて記載しております。なお、上記のほか、Symetra Financial Corporation傘下の生命保険業を営む会社等12社が子会社、Baoviet Holdings傘下の生命保険業を営む会社1社が持分法適用の関連法人等となっておりますが、記載を省略しております。  
2. 当社が有する子会社等の議決権比率の( )内は、当社と当社の子会社が保有する議決権を合計した割合です。  
3. 資本金の( )内には、当事業年度の末日の為替相場により換算した円貨額を記載しております。

## ＜重要な業務提携の概況＞

1. 当社は、2018年7月、多様化するお客さまの資産形成ニーズにより一層お応えすることを目的として、ソニー生命保険株式会社（以下、ソニー生命）との業務提携に合意しました。2019年1月から、当社の営業職員を通じてソニー生命の「米ドル建終身保険」および「米ドル建養老保険」をそれぞれ「ソニー生命の外貨建保険W 米ドル建終身保険」「ソニー生命の外貨建保険W 米ドル建自由保険（養老保険）」の名称で販売を開始しております。
2. 当社は、2018年10月、介護分野における社会的課題の解決に積極的に取り組むことを目的として、アクサ生命保険株式会社との業務提携に合意しました。本提携を通じて、両社が各々のお客さまおよびそのご家族に対してご提案できる共同のサービスプラットフォームを、介護関連サービス事業者・大学および研究機関・スタートアップ企業等との提携を活用して構築してまいります。当プラットフォームにおいては、公的介護保険制度内のサービスに留まらず、公的制度外の様々なサービスを組み込むことで、総合的な介護関連サービスの提供を目指します。

## (9)事業の譲渡・譲受け等の状況

事業譲渡等の日付	事業譲渡等の状況
2018年4月12日	当社の子会社であるSymetra Financial CorporationはClio & Pierson,LLCおよび2090 McGee Lane,LLCを設立し、両社は当社の子会社となりました。
2018年5月24日	当社は、Baoviet Holdingsの傘下会社との関係を見直した結果、Baoviet Insurance CorporationおよびBaoviet Fund Management Companyが当社の関連法人等ではなくなりました。
2018年10月1日	当社の子会社であるSymetra Financial CorporationはFayette Landings,LLCを設立し、同社は当社の子会社となりました。

(注) 2019年4月1日付で、三井住友アセットマネジメント株式会社は、同社を存続会社、大和住銀投信投資顧問株式会社を消滅会社とする吸収合併を行いました。これにより、同社は当社の関連法人等ではなくなりました。

## 2. 会社役員に関する事項

## (1)会社役員の状態

## a. 取締役

(年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
佐藤 義雄*	取締役会長 指名委員 報酬委員	・読売テレビ放送株式会社 社外取締役 ・パナソニック株式会社 社外監査役 ・サカタインクス株式会社 社外監査役 ・レンゴー株式会社 社外取締役	
橋本 雅博*	取締役 指名委員 報酬委員		
本城 正哉	取締役 監査委員		
篠原 秀典*	取締役		
藤戸 方人*	取締役		
山下 徹	取締役 (社外役員) 指名委員長 報酬委員長	・株式会社エヌ・ティ・ティ・データ シニアアドバイザー ・三井不動産株式会社 社外取締役 ・株式会社博報堂DYホールディングス 社外取締役	
矢吹 公敏	取締役 (社外役員) 指名委員 報酬委員	・矢吹法律事務所 パートナー ・SCSK株式会社 社外取締役	
釜 和明	取締役 (社外役員) 監査委員長	・株式会社IH I 相談役 ・極東貿易株式会社 社外取締役 ・日本精工株式会社 社外取締役 ・公益財団法人財務会計基準機構 代表理事 理事長	
森 公高	取締役 (社外役員) 監査委員	・日本公認会計士協会 相談役 ・株式会社日本取引所グループ 社外取締役 ・三井物産株式会社 社外監査役 ・東日本旅客鉄道株式会社 社外監査役	公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
片山 登志子	取締役 (社外役員) 指名委員 報酬委員	・片山・平泉法律事務所 パートナー	
岡 正晶	取締役 (社外役員) 監査委員	・梶谷総合法律事務所 弁護士 ・株式会社三井住友銀行 社外監査役	

(注) 1. \*印を付した取締役は、執行役を兼務しております。

2. 監査委員会については内部監査部をはじめとした社内関連部門との十分な連携が必要であることを踏まえ、監査の実効性を確保する観点から、社内取締役である本城正哉を常勤の監査委員として選定しております。



## b. 執行役

(年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
佐藤 義雄*	代表執行役		・「a. 取締役」参照
橋本 雅博*	代表執行役社長		
篠原 秀典*	代表執行役専務	[企画部、勤労部、商品部、情報システム部]担当	
藤戸 方人*	代表執行役専務	[事務サービス企画部、契約サービス部、お客さまサービス部、保険金部、契約審査部、法人総合サービス部]担当	
荒木 登志松	執行役専務	[年金事業部、法人総括部、第1総合法人部、都心法人推進部]担当	
古河 久人	執行役常務	[調査広報部、ブランドコミュニケーション部]担当	
河野 伸三	執行役常務	[財務部、不動産部]担当	
松本 英晴	執行役常務	[総務部、リスク管理統括部、コンプライアンス統括部、お客さま本位推進部、運用審査部]担当	
長瀧 研一	執行役常務	[営業企画部、ウェルズ開発部、営業総括部、営業人事部、営業教育部、損保事業部、首都圏本部、中部本部、近畿北陸本部]担当	
角 英幸	執行役常務	[主計部、経理部、運用管理部]担当	・公益社団法人日本アクチュアリー会 理事長
藤山 勝伸	執行役常務	[内部監査部]担当	
酒井 真史	執行役常務	[代理店事業部、代理店事業管理部、代理店営業部]担当	
柴森 剛志	執行役常務	[国際業務部、人事部、事業企画部]担当	
松本 巖	執行役常務	[運用企画部、ALM証券運用部、バランスファンド運用部、特別勘定運用部]担当	
高田 幸徳	執行役常務	[CX企画部、Vitality戦略部]担当	

(注) 1. \*印を付した執行役は、取締役を兼務しております。

2. 2019年3月31日の終了をもって、執行役専務荒木登志松および執行役常務藤山勝伸は、執行役を辞任しました。

3. 2019年3月31日の終了をもって、執行役常務角英幸は、公益社団法人日本アクチュアリー会理事長を退任しました。

4. 2019年4月1日付で、代表執行役専務篠原秀典は代表執行役副社長に、執行役常務松本英晴および同長瀧研一は執行役専務に、北越浩和および日下和彦は執行役常務に就任しました。

## (2)会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区分	支給人数	報酬等
取締役	9	161
執行役	16	880
計	25	1,042

(注) 1. 取締役と執行役の兼務者の支給人数および報酬等は、執行役の欄に記載しております。  
2. 報酬の決定に関する方針、報酬等の総額の内訳、報酬等の決定過程等は次のとおりです。

### a. 執行役および取締役の報酬等の内容の決定に関する方針

<p>1. 基本方針 取締役・執行役の報酬等に関しては、取締役・執行役の職務の内容および当社の状況等を勘案して決定するものとする。 具体的には、以下の通りとする。</p> <p>a. 契約者およびその他ステークホルダーに対する説明責任を果たしえる公正かつ合理性の高い報酬内容とする。 b. 企業価値の増大に向けた役員へのインセンティブを高める報酬内容とする。(経営の監督を担う非執行の取締役に対しては、本項目は適用しない) c. 報酬等の水準は、外部専門機関の調査結果等を活用し、他社水準等を勘案し、誠実な業務遂行等を通じて持続的・安定的に成長する会社を目指すという役員の役割と責任および業績に報いるに相応しいものとする。 d. 優秀な人材を当社の取締役及び執行役として確保することができる報酬内容とする。</p> <p>2. 報酬体系 業務執行を行う執行役と、経営の監督を担う非執行の取締役の報酬体系は別体系とする。</p> <p>a. 取締役の報酬体系 取締役の職務は、経営の監督であり、その監督機能を十分に発揮できるよう、職務内容に応じた固定報酬とする。なお執行役を兼務する取締役については、取締役の報酬は支給しない。</p> <p>b. 執行役の報酬体系 執行役の報酬は「固定報酬」と「業績連動報酬」とで構成するものとする。なお使用人を兼務する執行役については、執行役の報酬のみとする。 具体的には、以下の通りとする。</p> <p>(1)固定報酬 役位および職務内容に応じ決定する。</p> <p>(2)業績連動報酬(単年度) 役位及び職務内容別に定め、会社業績に応じ、一定の範囲内で決定する。 全社業績連動指標は前年度のEV事業収益の達成率(経営計画との対比)とし、その達成率を乗じて業績連動報酬を決定する。なお達成率は上下限を90%~120%とする。 業績連動報酬は財務の健全性や規制等を踏まえ、またこれまでの水準を考慮し、報酬総額の27.5%(業績連動指標100%達成の場合)とする。部門評価対象の執行役に関しては業績連動報酬のうち、上記全社業績連動指標が70%、部門評価対象は30%とする。</p> <p>(3)業績連動報酬(中長期) 執行役には、中長期で顕著な業績貢献がある場合には、退任時に報酬委員会で決議の上、執行役在任期間のEVの倍率をベースに業績連動報酬を支給することができる。 なお執行役の責任による不祥事が発生した場合には、報酬委員会で決議の上、全額または一部を没収できることとする。 (注)取締役および執行役への退任慰労金は、年功要素が強いため、平成18年に廃止している。</p> <p>3. 報酬の水準 同業他社も含め、産業界で中上位の水準を志向する。そのため外部専門機関の調査結果等を入手し、報酬委員会にて適宜見直しを行うこととする。</p>
--

### 【固定報酬と業績連動報酬(単年度)の支給割合】

取締役(執行役を兼務する者は除く)	固定報酬：100%
執行役	固定報酬：72.5%、業績連動報酬：27.5%

### 【業績連動報酬に係る指標】

全社業績連動指標	EV事業収益の経営計画に対する達成率	
部門	保険営業を所管する執行役	新契約価値の経営計画に対する達成率
評価	上記以外の執行役	所管する部門のKPI等の達成状況に基づく総合評価

### 【当該指標を選択した理由】

EV事業収益	「新契約価値」「既契約からの収益」「解約失効・事業費の影響」等に基づき、経済環境の影響を除いた年度のEVの増加額であり、経営の成果を総合的に表す指標として選択。
新契約価値	新契約から将来生じる利益の現在価値であり、保険営業部門の年度の取組みの成果を端的に表す指標として選択。

### 【業績連動報酬の額の決定方法】

役位ごとの基本額を定め、上記の業績連動に係る指標を乗じて決定します。

### 【役職ごとの報酬の決定に関する方針】

会長・社長	業績連動報酬のうち、全社業績連動指標を100%適用
上記以外の執行役	業績連動報酬のうち、全社業績連動指標を70%、部門評価を30%適用



## b. 報酬等の総額

## 【役員区分別・種類別の報酬額】

(単位：百万円)

区分	支給人数	固定報酬	業績連動報酬	報酬の合計
取締役	9	161	—	161
執行役	16	561	319	880
合計	25	723	319	1,042

(注) 報酬の総額が1億円以上に該当する者はなし。

## 【業績連動報酬に係る指標の目標および実績】

2018年度の業績連動報酬は、各指標の2017年度の業績に基づいており、目標および実績は次のとおりです。

(単位：億円)

指標	目標	実績
EV事業収益	3,043	3,506
新契約価値(リテール部門)	2,292	2,307
新契約価値(代理店部門)	529	411

## c. 報酬等の決定過程

## 【報酬の決定に関する権限を有する者の名称、および権限の内容】

名称	権限の内容
報酬委員会	・「執行役および取締役の報酬等の内容の決定に関する方針」の策定 ・執行役および取締役の個人別の報酬等の内容の決定

## 【報酬等の額の決定過程における報酬委員会の活動内容】

実施日	活動内容
2018年6月12日	報酬委員会にて「2018年度執行役の報酬」を審議
2018年7月3日	報酬委員会にて「執行役および取締役の報酬等の内容の決定に関する方針」、「2018年度取締役および執行役の個人別の報酬」、「退任執行役の報酬」を決議
2018年8月7日	報酬委員会委員長より取締役会に「報酬委員会の職務の執行状況」を報告
2018年9月5日	報酬委員会にて「新任執行役の報酬」を決議
2018年10月1日	報酬委員会委員長より取締役会に「報酬委員会の職務の執行状況」を報告
2018年11月22日	報酬委員会に「2018年度経営者報酬調査」(外部機関による報酬調査)を報告
2018年12月20日	報酬委員会委員長より取締役会に「報酬委員会の職務の執行状況」を報告
2019年2月8日	報酬委員会にて「執行役および取締役の報酬等の内容の決定に関する方針の改正」「昇任および新任執行役の報酬」を決議
2019年3月4日	報酬委員会委員長より取締役会に「報酬委員会の職務の執行状況」を報告

## (3) 責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要
山下 徹 矢吹 公敏 釜 和明 森 公高 片山 登志子 岡 正晶	保険業法第53条の36の規定において準用する会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を保険業法第53条の36の規定において準用する会社法第425条第1項第1号に掲げる額に限定する。

## 3. 社外役員に関する事項

## (1) 社外役員の兼職その他の状況

## a. 他の法人等の業務執行者との兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
矢吹 公敏	矢吹法律事務所 パートナー 当社と矢吹法律事務所の間には特別な関係はありません。
釜 和明	公益財団法人財務会計基準機構 代表理事 理事長 当社と公益財団法人財務会計基準機構の間には特別な関係はありません。
片山 登志子	片山・平泉法律事務所 パートナー 当社と片山・平泉法律事務所の間には特別な関係はありません。
岡 正晶	梶谷総合法律事務所 弁護士 当社は、梶谷総合法律事務所と法律顧問契約を締結しております。

## b. 他の法人等の社外役員との兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
山下 徹	三井不動産株式会社 社外取締役 当社は、三井不動産株式会社と保険の取引があります。また、同社の株式、債券を保有するとともに融資を行っております。 株式会社博報堂DYホールディングス 社外取締役 当社は、株式会社博報堂DYホールディングスと保険の取引があります。また、同社の株式を保有しております。
矢吹 公敏	SCSK株式会社 社外取締役 当社は、SCSK株式会社と保険の取引があります。また、同社の株式を保有しております。
釜 和明	極東貿易株式会社 社外取締役 当社は、極東貿易株式会社の株式を保有しております。 日本精工株式会社 社外取締役 当社は、日本精工株式会社の株式、債券を保有しております。
森 公高	株式会社日本取引所グループ 社外取締役 当社は、株式会社日本取引所グループと保険の取引があります。また、同社の株式を保有しております。 三井物産株式会社 社外監査役 当社は、三井物産株式会社と保険の取引があります。また、同社の株式、債券を保有するとともに融資を行っております。 東日本旅客鉄道株式会社 社外監査役 当社は、東日本旅客鉄道株式会社と保険の取引があります。また、同社の株式、債券を保有するとともに融資を行っております。
岡 正晶	株式会社三井住友銀行 社外監査役 当社は、株式会社三井住友銀行と保険の取引があります。また、同社に融資を行っているとともに、同社から基金の拠出を受けております。

- c. 当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員(業務執行者であるものを除く)との親族関係  
該当事項はありません。

## (2)社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会および各委員会への出席状況	取締役会および各委員会における発言その他の活動状況
山下 徹	2015年7月2日就任	取締役会13回開催、うち13回出席 指名委員会5回開催、うち5回出席 報酬委員会5回開催、うち5回出席	ITシステム会社の代表取締役経験者として、当社の経営について有益な発言を行っております。
矢吹 公敏	2015年7月2日就任	取締役会13回開催、うち13回出席 指名委員会5回開催、うち4回出席 報酬委員会5回開催、うち4回出席	法律の専門家として、当社の経営について有益な発言を行っております。
釜 和明	2016年7月5日就任	取締役会13回開催、うち13回出席 監査委員会14回開催、うち13回出席	総合重機メーカーの代表取締役経験者として、当社の経営について有益な発言を行っております。
森 公高	2017年7月4日就任	取締役会13回開催、うち13回出席 監査委員会14回開催、うち14回出席	企業会計の専門家として、当社の経営について有益な発言を行っております。
片山 登志子	2018年7月3日就任	取締役会10回開催、うち10回出席 指名委員会4回開催、うち4回出席 報酬委員会4回開催、うち4回出席	消費者問題の専門家として、当社の経営について有益な発言を行っております。
岡 正晶	2018年7月3日就任	取締役会10回開催、うち9回出席 監査委員会10回開催、うち9回出席	法律の専門家として、当社の経営について有益な発言を行っております。

- (注) 1. 片山登志子については、2018年7月3日の取締役、指名委員および報酬委員就任以降、当事業年度に開催された取締役会、指名委員会および報酬委員会への出席状況を記載しております。  
2. 岡正晶については、2018年7月3日の取締役および監査委員就任以降、当事業年度に開催された取締役会および監査委員会への出席状況を記載しております。

**(3) 社外役員に対する報酬等**

(単位：百万円)

	支給人数	保険会社からの報酬等	保険会社の親会社等からの報酬等
報酬等合計	8	111	—

## 4. 基金に関する事項

**(1) 基金拠出額**

50,000百万円

**(2) 当年度末基金拠出者数**

3名

**(3) 基金拠出者**

基金拠出者の氏名又は名称	当社への基金拠出状況	
	基金拠出額	基金拠出割合
	百万円	%
株式会社三井住友銀行	31,000	62
三井住友信託銀行株式会社	16,000	32
三井住友海上火災保険株式会社	3,000	6

## 5. 会計監査人に関する事項

**(1) 会計監査人の状況**

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任あずさ監査法人 指定有限責任社員 小倉 加奈子 指定有限責任社員 橋本 克己 指定有限責任社員 鈴木 崇雄	238*	監査委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかについて確認した結果、会計監査人の報酬等について、同意を行っております。 また、当社は、会計監査人に対して、公認会計士法(昭和23年法律第103号)第2条第1項の業務以外の業務である「団体年金保険管理・特別勘定運用業務、退職給付債務(PBO)計算業務および年金制度管理業務に係る内部統制の保証業務」等についての対価を支払っております。

(注) 当社及び当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は344百万円です。

**(2) 責任限定契約**

該当事項はありません。

**(3) 会計監査人に関するその他の事項**

イ. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

1. 監査委員会は、保険業法第53条の9第1項に定める事由に該当すると認められる場合には、会計監査人の解任適否の検討を行います。監査委員会は、監査委員全員の同意により、解任することが妥当と判断する場合には、会計監査人を解任します。
2. 監査委員会は、前項に定める事由に該当すると認められる場合のほか、会計監査人が職務を適正かつ適切に遂行することが困難と認められる場合には、会計監査人の解任適否の検討を行います。監査委員会は、総代会決議により会計監査人を解任することが妥当と判断する場合には、総代会に提出する会計監査人の解任の議案の内容を決定します。
3. 監査委員会は、会計監査人の職務遂行状況、監査体制および独立性などが不適切と認められる場合には、会計監査人の不再任の検討を行います。監査委員会は、会計監査人を不再任とすることが妥当と判断する場合には、総代会に提出する会計監査人の不再任の議案の内容を決定します。

ロ. 当社の重要な子法人等のうち、Symetra Financial Corporationは、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けておりません。

## 6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、経営の根本精神を表した企業理念である「経営の要旨」を頂点とし、「経営の要旨」に示された当社の普遍的な使命をCSRの視点から再整理した「CSR経営方針」、および中長期的に実現すべき顧客視点から見た会社のめざすべき姿を示す「住友生命ブランドビジョン」を経営方針としている。

これらによって構成される経営方針に則り、業務の健全性および適切性の確保に向けた内部統制システムの整備に係る基本方針として、保険業法第53条の30第1項第1号口およびホの規定に基づき取締役会が本方針を定め、役職員に対して周知徹底を図るとともに法令に基づく開示を行う。

当社は、本方針に則って内部統制システムを整備するとともに、取締役会においてその実効性を検証し、必要な改善を図ることとするほか、内部統制システムの運用状況の概要の開示を行う。

### 1. 監査委員会の職務の執行のための体制

#### ① 監査委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項

- a. 監査委員会の直属の組織である監査委員会事務局を置く。
- b. 監査委員会事務局には、監査委員会または監査委員会が選定する監査委員の指示命令に基づき監査委員会を補助する監査委員会事務局長および職員(以下、あわせて「所属職員」という)を配置する。
- c. 監査委員会事務局に関する以下の事項について、あらかじめ監査委員会の同意を得る。
  - (1) 定員および予算
  - (2) 所属職員の異動、給与、考課および賞罰

#### ② 監査委員会への報告に関する体制

- a. 次に掲げる方法により、監査委員会への報告体制を確保する。
  - (1) 重要な会議への監査委員の出席
  - (2) 当社およびグループ会社(「グループ会社経営管理方針」に定めるものをいう)の取締役、執行役、監査役、執行役員その他の使用人またはこれらの者から報告を受けた者からの監査委員会または監査委員会が選定する監査委員への報告
- b. 監査委員会への報告を要する事項は次に掲げる事項とする。
  - (1) 担当執行役(担当執行役員を含む。以下同じ。)以上の職位によって決裁された事項
  - (2) 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実(グループ会社における事実を含む)
  - (3) 法令または定款に違反する重大な事実(グループ会社における事実を含む)
  - (4) 内部通報制度における通報状況(国内の子会社における通報状況を含む)
  - (5) 内部監査の実施状況およびその結果(グループ会社を対象とするものを含む)
  - (6) その他監査委員会が報告を求める事項
- c. bに掲げる報告を行った者に対して、不利な取扱いを行わない。

#### ③ 監査委員の職務の執行(監査委員会の職務の執行に関するものに限る。)について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査委員会は、その職務の遂行上必要と認める費用については、あらかじめ予算を計上する。また、緊急または臨時に支出した費用については、監査委員会の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、これを負担する。

#### ④ その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- a. 監査委員会には常勤の監査委員を置き、原則として常勤の監査委員は社内取締役とする。
- b. 内部監査部長の選任にあたっては、あらかじめ監査委員会の同意を得る。
- c. 監査委員会または監査委員会が選定する監査委員は、監査職務を遂行するために必要があるときは、内部監査部長に対して必要な報告または調査を指示する。内部監査部長は、監査委員会または監査委員会が選定する監査委員の指示あるときは、当該指示に従い、必要な対応を講じる。
- d. 前3項ならびに前記a、bおよびcに定めるもののほか、「監査規則」にも留意し、監査委員会と代表執行役等との意思疎通・情報交換を行うための体制を整備するなど監査委員会の監査が実効的に行われるために必要な体制を確保する。

「監査委員会の職務の執行のための体制」の運用状況の概要

監査委員会の職務の執行に資するべく、①から④に記載の体制整備等を実施している。

### 2. 業務の適正を確保するための体制

#### ① 執行役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- a. 経営方針および役職員の行動の基本原則を定めた「住友生命グループ行動憲章」によって、高い企業倫理に則った適正な事業活動の遂行を図る。
- b. 法令等遵守に関する基本的な枠組みを定めた「法令等遵守方針」、保険募集の適正確保に向けた「保険募集管理方針」、および「内部監査方針」に基づき、以下のとおり法令等遵守を徹底する。
  - (1) コンプライアンス統括部が全社の法令等遵守に関する事項を一元的に管理する。
  - (2) 内部通報制度を設けるとともに公益通報者の保護を図ることで、自浄機能を高める。
  - (3) コンプライアンス統括部担当執行役は、法令等遵守に関する重要事項を取締役に報告するとともに、監査委員会との意思疎通を図る。
- c. 執行役の選任にあたっては、候補者の知識経験および社会的信用等を適切に勘案する。
- d. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、「反社会的勢力対応方針」に基づき、断固たる態度で組織的に対応することにより、同勢力との関係を遮断し排除する。

「執行役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制」の運用状況の概要

規定、組織等を整備するとともに、管理方針等に即した運用を行っており、適切に機能している。

2018年度においては、生命保険募集および損害保険募集について、それぞれの商品・チャネル特性を踏まえた募集管理態勢の見直し、勤務管理制度の見直し、ハラスメント防止対応等の職場環境コンプライアンスの徹底、グループ会社全体を対象とした内部通報・相談窓口の認知度向上ならびにマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与防止等の反社会的勢力対応の高度化等の取組みを行っている。

#### ② 執行役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

保存すべき情報および保存期間を規定する「情報保存規程」に基づき情報の保存および管理を行い、保存期間内の情報を閲覧できるものとする。

「執行役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制」の運用状況の概要

規定、組織等を整備するとともに、管理方針等に即した運用を行っており、適切に機能している。

2018年度においては、業務の電子化および働き方変革の取組みと連動して、ペーパーレス化の推進を通じての文書量の削減および効率的な文書管理に向けた取組み等を実施している。



③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

a. 全社の統合的なリスク管理に関する基本的な枠組みを定めた「統合的リスク管理方針」、およびリスクの種類に応じた各リスク管理方針に基づき、以下のとおりリスク管理を行う。

(1) リスク管理統括部が全社の統合的なリスク管理を行うとともに、各リスク管理部門が各リスクを管理する。

(2) リスク管理統括部担当執行役は、リスク管理に関する重要事項を取締役に報告するとともに、監査委員会との意思疎通を図る。

b. 通常のリスク管理だけでは対処できないような危機発生時の対応を定めた「危機管理規程」に基づき、危機対応を行う。また、危機発生により、業務の継続が通常の方法では困難となる場合は、「業務継続計画(BCP)」に基づき、重要業務継続に向けた対応を行う。

「損失の危険の管理に関する規程その他の体制」の運用状況の概要

規定、組織等を整備するとともに、管理方針等に即した運用を行っており、適切に機能している。  
2018年度においては、新たにコンダクトリスク(法令等への不適切な対応、お客さま視点の欠如等により、お客さま本位の業務運営が適切に行われず、将来の大きな損失につながるリスク)管理を通じた取組みを始める等、統合的リスク管理の高度化や資産運用収益向上への取組みを踏まえた資産運用リスク管理を実施している。  
また、訓練および現実の災害対応を通じて得られた反省ならびに最新の知見等を踏まえ、大規模災害等対策やサイバー攻撃対応の高度化に取り組んでいる。

④執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

a. 組織・事務分掌を定めた「組織規程」および決裁方法・職位を定めた「職務権限規程」等の社内規定に基づき、業務の適切かつ効率的な役割分担と相互牽制を図る。

b. 経営計画の枠組みを定めた「経営計画規程」に基づき経営計画を策定し業務を執行するとともに、定期的に振り返りを行い必要な改善を図る。

「執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」の運用状況の概要

規定、組織等を整備するとともに、管理方針等に即した運用を行っており、適切に機能している。  
2018年度においては、従前からのコーポレートガバナンスの不断の改善に向けた取組み、中期経営計画の下でのPDCA機能の向上および「働き方変革」による生産性向上のための取組み等を行っていくことに加え、サステナビリティ確保に向けたシステム開発・保守態勢の強化にも取り組んでいる。

⑤相互会社およびその実質子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

a. 当社およびグループ会社それぞれが高い企業倫理に則り公正な事業活動を行うことで、企業集団の業務の適正が確保されるよう、「住友生命グループ行動憲章」を制定する。

b. 「グループ会社経営管理方針」および経営管理に関する契約に基づき、以下の事項を含むグループ会社の経営管理を行う。

(1) グループ会社の経営状況等に関する取締役会または経営政策会議への報告

(2) 子会社におけるリスク管理に関する規程の整備およびグループ会社リスク管理計画の策定・定期的な振り返り

(3) グループ会社経営管理計画および子会社における年度経営計画の策定・定期的な振り返り

(4) 子会社における法令等遵守に関する規程の整備およびコンプライアンス・プログラムの策定・定期的な振り返り

c. 必要に応じて当社の役職員をグループ会社の監査役または取締役として派遣し、グループ会社の内部統制システムの有効性を確認する。

「相互会社およびその実質子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制」の運用状況の概要

規定、組織等を整備するとともに、管理方針等に即した運用を行っており、適切に機能している。  
2018年度においては、国内グループ会社について、各社の自律的なガバナンスの状況をモニタリングする手法への移行等の経営管理の効率化と重点化、海外グループ会社について、各社とのコミュニケーションの活性化等を通じた実効的な経営管理の取組みを行っている。

⑥顧客保護が図られることを確保するための体制

お客さまの保護および利便性の向上に向けた各管理方針に基づき、保険金等の支払をはじめとする保険契約にかかる業務の管理を行うとともに、お客さま情報の保護およびお客さまの利益が不当に害されることがないように利益相反の管理等を行う。

「顧客保護が図られることを確保するための体制」の運用状況の概要

規定、組織等を整備するとともに、管理方針等に即した運用を行っており、適切に機能している。  
2018年度においては、「お客さま本位の業務運営」の周知および推進を継続するとともに、非対面サービスの充実(コールセンター・インターネット手続きの拡充)や新契約手続きの電子化、高齢者・障がい者等に配慮した手続きの簡素化等を通じたお客さまサービスの向上に取り組んでいる。さらに、「顧客体験(CX)価値の提供」に向けた検討や「Vitalityを通じた共有価値創造(CSV)」の推進にも取り組んでいる。  
また、スチュワードシップ活動についても、適切に取り組んでいる。

⑦内部監査の実効性を確保するための体制

内部監査の実効性が確保されるよう「内部監査方針」を定め、以下のとおり内部監査を行う。

a. 内部監査を受ける各組織等から独立した内部監査部が内部管理態勢等の適切性・有効性を検証し、課題・問題点の発見、内部管理態勢等の評価、改善に向けた提言およびフォローアップを行う。

b. 内部監査部の担当執行役は、内部監査に関する重要事項を取締役に報告するとともに、監査委員会との意思疎通を図る。

「内部監査の実効性を確保するための体制」の運用状況の概要

規定、組織等を整備するとともに、管理方針等に即した運用を行っており、適切に機能している。  
2018年度においては、内部監査中期計画等に基づく各取組み(リスクベースの監査の推進、組織横断的かつ中長期的な検証の実施等)により、内部監査に係る高度化・効率化、品質向上を進めている。

## 7. その他

### <相互会社制度運営に関する事項>

1. 当年度中の総代候補者選考委員会開催状況は次のとおりです。
  - a. 2018年4月4日、東京都において総代候補者選考委員会が開催され、2019年総代改選について、総代就任を折衝する候補者等が決定されました。
  - b. 2018年8月2日、東京都において総代候補者選考委員会が開催され、2019年総代改選についての候補者91名が決定されました。これに基づき2018年10月から11月にかけて全社員による信任投票を実施し、その結果、総代候補者全員が2019年4月1日をもって総代に就任することが確定しました。
2. 当年度中の審議委員会開催状況は次のとおりです。
  - a. 2018年5月25日、東京都において審議委員会を開催し、2017年度事業概況および決算案等について報告しました。
  - b. 2018年11月26日、東京都において審議委員会を開催し、2018年度上半期事業概況等について報告しました。
3. 当年度中に全国各地の支社等において、合計89回ご契約者懇談会を開催し、1,811名のご契約者に出席いただきました。
4. 当年度末現在の社員数は7,001,352名、総代数は177名です。

### <商品に関する事項>

1. 2018年7月24日、健康増進型保険“住友生命[Vitality]”を発売しました。主な特徴は次のとおりです。
  - ・保険契約とVitality健康プログラム契約で構成され、「リスクに備える」という従来の生命保険の価値に加えて、Vitality健康プログラムによりお客さまの健康増進活動を促すことで「リスクそのものを減少させる」という価値を提供する保険です。
  - ・加入時に保険契約の保険料をVitality健康プログラムを利用しない場合と比較して15%割り引くとともに、お客さまの日々の健康増進活動を評価し、1年間の活動実績に基づき判定する4段階のステータスに応じて毎年保険料が変動します。
  - ・お客さまの健康増進活動の継続をサポートするために、フィットネスジムの月会費割引や旅行代金の割引など各種特典(リワード)を提携するパートナー企業とともに提供します。
2. 2018年8月1日、5年ごと利差配当付指定通貨建個人年金保険(一時払い)「たのしみグローバル」を発売しました。主な特徴は次のとおりです。
  - ・指定通貨(米ドルまたは豪ドル)建の積立金が、据置期間(5年または10年)中、1年間の所定の指数の上昇率に応じて増加する「指数連動プラン」と、契約時に設定した積立利率および経過年月数により増加する「定率増加プラン」の2つのプランがあります。
  - ・「指数連動プラン」では指数が下落しても、積立金は指定通貨建で減少しません。また、毎年の契約応当日の3ヵ月前から2週間前までに請求いただくことにより、積立金を定率積立へ全額移転し、指定通貨建で年金原資を確定させることができます。
  - ・目標額を設定し、解約返戻金の円換算額が目標額に到達した場合には、円建年金保険に変更し、円建で年金原資を確定する特約を付加することができます。
  - ・年金の受取りを指定通貨と円貨から選択できるほか、最大3年間、年金支払開始日を繰り下げることができます。

### <社会・文化貢献活動に関する事項>

1. 住友生命創業110周年記念事業であるスミセイ“Vitality Action”において親子スポーツイベントを全国56か所にて開催し、「CSVプロジェクト」の社会への健康増進の働きかけとして積極的に取り組んでおります。また、関連財団とも連携し、健康増進に関する啓発等を実施しております。その他、乳がんの早期発見、早期診断、早期治療の大切さを伝えるピンクリボン運動を応援しております。
2. 子育て支援事業「第12回未来を強くする子育てプロジェクト」、全国の学童保育等の運営を支援する「第6回スミセイアフタースクールプロジェクト」や、子どもの情操教育支援を目的とする「第42回こども絵画コンクール」を実施しました。
3. 職員の社会貢献意識の更なる向上を図るため、1992年にスタートした職員が各地でボランティア活動を行う「スミセイ・ヒューマニー活動」を引き続き推進しました。また、24時間テレビ“愛は地球を救う”に協賛し番組と連携した募金活動を実施しました。
4. 平成30年7月豪雨被災地支援の一環として、被災地で職員によるボランティア活動を実施しました。また、住友生命労働組合と協力し当社および関連会社にて募金を実施し、総額1412万3835円を被災者および被災地域へ寄贈しました。
5. 当年度中に「社会及び契約者福祉増進基金」から総額8億2944万514円の助成を行いました。その内訳は、子育て支援・次世代応援事業に1億2864万7562円、健康増進事業に2億1392万3585円、地域社会関連事業に586万9367円、地球環境保全事業に1000万円、一般財団法人住友生命福祉文化財団に3億8500万円、公益財団法人住友生命健康財団に8600万円です。